

平成23年9月7日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成23年9月22日（水）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 発議案第1号から第2号までの
上程説明並びに総括審議

第3 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成23年9月22日（水）午後1時00分 開議

○議長（早野公一郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（早野公一郎君） ここで報告します。

去る16日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長にますだよしお君、副委員長に初谷智津枝君をそれぞれ選出しました。

次に、去る6月定例会から継続審査となっております案件並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、本日市長から、お手元に配付のとおり、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人茂原市学校給食公社の経営状況を説明する書類が提出されました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（早野公一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（早野公一郎君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、6月定例会から継続審査になっております案件並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

(総務委員会委員長 鈴木敏文君登壇)

○総務委員会委員長(鈴木敏文君) 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る16日の本会議において付託されました議案3件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「平成23年度茂原市一般会計補正予算(第2号)」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4280万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272億938万4000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「住宅用太陽光発電設備設置奨励事業における太陽光発電設備設置補助金について、今回の補正予算に計上した理由とその内容、また、市民への周知方法は」との質疑に対し、「住民の太陽光発電設備設置に補助する市町村に対して県の補正予算を受けて本市においても新規の事業として実施するものであり、補助対象は市内在住者が住宅用に太陽光発電設備を設置する場合で、補助額は1キロワットあたり2万円、上限7万円まで、3.5キロワットを限度とするもので、上限換算すると20件分である。また、市民への周知は広報等で図っていく」との答弁がありました。

次に、「庁舎維持管理費の特殊建築物定期調査・検査及び報告書作成委託料について、その事業内容はどのようなものか」との質疑に対し、「庁舎に出入りする人の安全確保のため、所定の項目の状態を調査し、県へ報告するものである。県が安全を確保できる状態かを検査し、改善事項があれば指導するというものである」との答弁がありました。

次に、「介護給付事業の重度訪問介護費について、その内容は」との質疑に対し、「当初予算で見込んでいたこのサービスの利用者8名が10名に増加したことによるもので、特に筋萎縮性側索硬化症によりサービスを受けている利用者の利用時間の増加によるものである」との答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業における災害時要援護者(障害者)避難支援プラン推進事業について、その内容と何人雇用されるのか」との質疑に対し、「災害時の要援護者避難支援プランの策定において支援体制の整備、制度の周知等の事務を補助するもので、雇用人数は1名、期間は6か月である」との答弁がありました。

次に、「東日本大震災避難者受入事業における避難者住宅補助における財源は」との質疑に対し、「財源は、すべて県からである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、財団法人茂原市学校給食公社が解散したことに伴い、条例中の市が職員を派遣できる団体から当該団体を削除する改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市税条例等の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に交付されたことに伴い、茂原市税条例等の一部を改正しようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「個人市民税の改正において、寄附金税額控除の適用下限額を5000円から2000円に引き下げることによる影響は。また、肉用牛の売却による課税の特例の適用となる免税対象飼育牛の販売頭数の引き下げにおいて、茂原市では該当があるのか」との質疑に対し、「平成23年度の課税において寄附金の控除の適用を受けている方が100名程度おり、今年適用を受けた方と新たに5000円以下でも適用を受ける方がいるので、約70万円程度の影響が出るものと試算している。また、茂原市で肉用牛の売却による課税の特例を受けて申告している方が1名いるが、頭数は1500頭まで満たない状況である」との答弁がありました。

さらに、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の『認定を受けたもの』から『登録を受けたもの』に改正されたその内容は。また、茂原市では該当する住宅はあるのか」との質疑に対し、「これまでの高齢者向け住宅として認定されていた住宅は『高齢者の入居を拒まない』『専ら高齢者を受け入れる』『良好な居住環境を備えた』住宅というハード面を備えた住宅が認定を受けていたが、改正後は今までの要件が廃止され『サービス付き高齢者向け住宅』として一本化され、ハードとソフト面を兼ね備えた住宅として都道府県知事の登録を受けることとなる。登録の基準として、バリアフリー化や入居者の安否確認、生活相談などを実施することとなる。また、県による指導や立ち入り検査が行われ、違反等があった場合は登録が取り消されることとなる。登録が取り消されることにより固定資産税の減額もなくなるということであ

る。茂原市では該当する住宅はなく、県内でも幾つもない」との答弁がありました。

委員より、「現下の厳しい財政状況及び雇用情勢に対して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律によると、上場株式に係る譲渡所得や配当所得の軽減税率3%適用期間の延長などがあり、これらは一部の人への優遇措置である。東日本大震災による被災者等困難者への対応に向けるべきであり、いかがなものか」との意見がありました。

採決の結果、議案第3号については賛成者多数により可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○教育福祉委員会委員長（加賀田隆志君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、6月定例会において付託され継続審査となっておりました請願1件、今定例会において付託されました認定案1件を除く陳情3件について、16日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、継続審査となっています請願第2号「茂原市立本納中学校のプール施設建て替えを求める請願」について申し上げます。

審査に先立ち、8月25日に本納中学校及び茂原中学校のプールの現地調査を実施し、現場の状況等、調査を行ってまいりました。また、同日に委員会を開催し、当局の協力を得ながら種々検証してまいりました。

それら現地調査などを踏まえ、審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「ことしのプールの使用状況は」との質疑に対して、「本納中では6月28日から7月29日までに20日間使用し、1年生が8時間、2年生が5時間、3年生が8時間、水泳の授業を行った」との答弁がありました。

次に、「ことしも水泳の授業は実施できたとのことであるが、来年、もし学校のプールが使用できない場合は民間プールを利用する考えはあるのか」との質疑に対して、「自分の学校のプールを使うことが原則であるが、やむを得ず使用できない場合は、学校とも協議し、民間利用についても検討している」との答弁がありました。

また、「教育委員会として、将来的に水泳授業をどうするのか、財政状況を考慮し民間利用

を含め考えていく必要がある」との意見や、「教育の観点から、費用のことはあるが、建て替えをすべき」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、「学校プールの建て替え並びに修繕計画の策定と今後の水泳授業のあり方について、教育現場の現状を踏まえ十分検討されたい」との意見を付して、採決の結果、請願第2号は全会一致により採択することと決定いたしました。

次に、陳情第4号「県の『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「上乘基準とはどういうことか。また、茂原市は上乘基準があるか」との質疑に対して、「県は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例化を予定しているが、県の基準とは別に市町村が独自に定めている基準であり、本市では上乘基準はない」との答弁がありました。

次に、「県が基準を条例化するにあたり、震災の対応なども盛り込まれるのか」との質疑に対して、「県は、平成25年4月までに条例化を予定しているが、具体的な内容についてはまだ不明である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

次に、陳情第5号「公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「特定財源から一般財源化されたことより、本市にはどのような影響があったのか」との質疑に対して、「本市においては、特定財源から一般財源化されたことにより、非正規職員が増加したとか、公立保育所が減ったなどの影響はない」との答弁がありました。

次に、「他の市町村で一般財源化されたことにより影響があったとの話はあるのか」との質疑に対して、「他の市町村で影響があったとの話は聞いていない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第5号は賛成者なく不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第6号「『子ども・子育て新システム』導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「願意では、子ども・子育て新システムは、市町村が保育に関与することを実質的に排除するものであるとしているが、元来、地域主権を目指した新システムは、市町村の関与を当然求めていると思うが」との質疑に対して、「子ども・子育て新システムは、現在、中間とりまとめが示された段階であるが、そもそも子ども・子育て支援計画の策定を市町村に求めていることからして、当然、市町村が関与していくことになると思う」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第6号は賛成者なく不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（初谷智津枝君） 市民環境経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました請願1件について、16日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

請願第3号「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書提出に関する請願」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「本市の消費生活相談窓口の体制は」との質疑に対し、「本市では、昭和61年より相談員を配置し窓口対応を図ってきたところであるが、平成23年4月1日より『茂原市消費者センター』を設置し、非常勤職員1名、非常勤特別職2名、計3名の相談員を配置し、相談窓口体制の強化・充実を図ったところであり、この結果、8月末現在の相談件数は、前年比で67%増加している状況である」との答弁がありました。

次に、「請願項目についてどのように考えるか。また、茂原市として特に問題となる部分があるか」との質疑に対し、「千葉県において設置された地方消費者行政活性化基金の活用が平成24年度で終了し、平成25年度以降の財政支援が交付税措置へと移行した場合、消費者行政に対する予算の減少が懸念されることから、請願項目1点目において『継続的かつ実効的な財政

措置』を求めているものとする。また、千葉県内における消費者センターの設置状況を見ると、市においては36市のうち24市（67%）が設置済みであるものの、町村での設置はなく、長生郡内においては、6町村のうち、相談業務を司法書士等に委託している団体が4団体、県の消費者センターへ案内している団体が2団体となっている。この状況から、請願項目2点目の『地方自治体にとって取り組みやすい具体的な制度設計の提示』については、必要性があるものとする。また、消費生活相談員の地位・待遇については、自治体により多種多様であるが、期限付きの非常勤職員の扱いが大半である。専門的知識を要する消費生活相談員を安定的に確保するため、請願項目3点目の『地位・待遇の改善に向けた制度整備』も重要と考える」との答弁がありました。

また、委員より、「本市の消費生活センターの設置場所について、より広く周知を図るとともに、多くの市民が相談しやすい環境整備に努力されたい」との意見、さらに、「本市においては、相談件数も多く、内容も多岐にわたるため、相談窓口の充実は必要不可欠であり、きめ細かな対応を願う」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第3号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 1 時 21 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 1 時 30 分 再開

○議長（早野公一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（9 番 平ゆき子君登壇）

○9 番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして、反対討論をいたします。

議案第3号「茂原市税条例等の一部を改正する条例の制定について」に反対するとともに、陳情第4号「県の『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情」、陳情第5号「公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情」、陳情第6号「『子ども・子育て新システム』導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情」、これら各陳情について不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、議案第3号、茂原市税条例の一部改正について述べます。

本案件は、地方税法の改正に伴うもので、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げなど、特に反対するものではありません。しかし、この中には上場株式に係る譲渡所得及び配当所得の税率を5%から3%に軽減する特例措置、いわゆる優遇措置の適用期間の2年延長が含まれています。厳しい経済状況や雇用情勢への対策とのことですが、もともと担税力のある譲渡や配当所得者のための軽減措置を継続するものであり、金持ち優遇措置でもあります。茂原市での影響額は43万円と少額ではあるものの、全国規模では約1000億円の減収、これは過去5か年の決算に基づく平均値とされています。これが生じているとのこと。これは即中止とし、本則どおり5%に戻し、その税収を東日本大震災の被災者救援と復興財源に回す、さらに復興に尽力している自治体を支える財源、こういったものへ見直すべきであります。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、陳情4号、陳情5号、陳情6号の各陳情は関連がありますので、一括して述べたいと思います。

保育所の待機児童問題が深刻化し、大きな社会問題となっています。これは自公政権による規制緩和、民間委託、民営化のもと必要な保育所をつくらず、定員を超えた詰め込みや認可外の保育施設を受け皿にしてきた安上がりの待機児童対策にあります。加えて、2004年には公立保育所の運営費の国庫負担金が廃止、一般財源化されました。これによって全国で6割を超える地方自治体が保育所の運営費を削減、職員の非正規化や公立保育所の民営化が急速に進みました。これは茂原市でも例外でなく、保育士の非正規化は、この間、議会でも問題視されたとおりであります。また、長生村では、2004年に公立保育所運営費の国庫負担金の廃止、一般財源化による財源不足を理由に保育料の引き上げが行われ、その後も引き上げ案が提案されるも引き戻されるなど、一般財源化による財源不足が保育所運営を困難にしている実情は明白であります。

日本共産党は、こうした規制緩和路線を転換し、国と自治体の責任が明確な現行保育制度を

守り、拡充し、国の責任による認可保育所建設と安心して預けられる保育環境改善の方向に踏み出してこそ保育問題の解決につながるとした緊急提案を発表しました。

一方、民主党政権は、子育て支援を公約に掲げながら、この間行ってきたことは、保育関係者、父母の期待を裏切る規制緩和、規制改悪路線の継承です。保育所最低基準を廃止、地方条例化して、現在でも低すぎる基準を自治体任せにする、保育所定員超過の上限を廃止し詰め込みをさらに促進する、保育所給食の外部搬入の解禁等、自公政権以上の保育条件の規制緩和を推し進めています。

さらに、公的保育制度を根底から覆す子ども・子育て新システム導入です。特に重大なことは、保育の介護保険化とも言える直接契約、応益負担、親の働く時間に応じて利用できる保育時間の認定化など、国、自治体の責任が大幅後退となる仕組みにするものであり、子育て制度改悪の暴走です。

以上のことから、各陳情の願意をくみ取っていただき、採択を強く望むものであります。

以上、討論といたします。

○議長（早野公一郎君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、閉会中の継続審査となっております請願について採決します。

請願第2号「茂原市立本納中学校のプール施設建て替えを求める請願」についてであります
が、本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第2号について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、請願第2号は採択することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました案件について採決します。

まず、議案第3号「茂原市税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告
のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第2号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号から第2号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました請願・陳情は、請願1件、陳情3件であります。

最初に、請願第3号「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書提出に関する請願」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第3号について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、請願第3号は採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「県の『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乘基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第4号について採決します。

陳情第4号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第4号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第5号「公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第5号について採決します。

陳情第5号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第5号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第6号「『子ども・子育て新システム』導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、

陳情第6号について採決します。

陳情第6号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第6号は不採択とすることと決定しました。

ここでお諮りします。

ただいま採択されました請願第2号については、会議規則第136条の規定に基づく教育福祉委員会の求めにより関係機関に送付し、その処理経過並びに結果報告を請求したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早野公一郎君) 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

ここで報告します。

本日、初谷智津枝君、田辺正和君から今定例会に提出するため発議案2件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長(早野公一郎君) それでは、次に、議事日程第2「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者初谷智津枝君から提案理由の説明を求めます。

初谷智津枝議員。

(18番 初谷智津枝君登壇)

○18番(初谷智津枝君) 提出者を代表いたしまして、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書(案)の提出について」であります。本案は、昨今の消費者問題が多様化、複雑化する中、地方消費者行政の充実を図り、消費者の安心・安全な生活を確保するため、国に対し継続的かつ実効的な財政支援並びに制度整備を求め、意見書を提出しようとするものです。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、発議案第2号について、提出者田辺正和君から提案理由の説明を求めます。

田辺正和議員。

（25番 田辺正和君登壇）

○25番（田辺正和君） 発議案第2号「自治体クラウドの推進を求める意見書案の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

現在、情報システムの集約と共同利用を推進する自治体クラウドは、全国各地で進展しつつあります。自治体クラウドを推進するメリットとしては、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図ることができるとともに、データのバックアップが確保されることにより災害に強い基盤の構築ができること、また、小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能となることなど、今後の展開に大きな期待が寄せられております。

一方で、近年は地方自治体における専門的人材の育成、確保が困難になり、システム事業者への依存度が高くなっていることや、情報システムのメンテナンスにかかる経費負担の高止まりが課題として上げられております。さらに、地方自治体の情報システムを更改する際のデータ移行に関する多額な費用も問題となっております。

このことから、政府においては、今後、全国の各地方自治体が自治体クラウドにシステムを移行しようとする際に円滑な移行ができるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（早野公一郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に発議案第2号についての質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会

付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案2件は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

(1番 飯尾 暁君登壇)

○1番(飯尾 暁君) 日本共産党を代表いたしまして、発議案第2号「自治体クラウドの推進を求める意見書」に反対し、その理由を述べます。

本案には、周辺自治体の情報システムの集約と共同利用の推進、データセンターの活用による行政システムの効率化がうたわれております。そして、自治体の情報システムを集約した都道府県のデータセンターを広域の総合行政ネットワークを介して相互接続し、データセンターをアプリケーション事業者のサービスと組み合わせることによって、基礎台帳や税務、保険などの基幹システムをクラウド上で共同利用できるようにすること、各自治体がサーバなどのIT機器を所有するのではなく、共同で利用するので厳しい財政状況に直面している自治体にとって多額のコストをかけずにITインフラを構築することができるなどとして、経費節減についてのメリットも強調されています。しかし、すべてのデータのクラウドへの集中は、クラウド提供側の倒産やサービス終了などの業務停止のリスクがあることや、情報が完全に把握されてしまうため、ハッカーからの攻撃目標となりやすくなれば、システム自体が大きな危険をはらみ、最も重要な人権の1つであるプライバシーの面から見れば、どこまでクラウドに支配を許せるかは大きな問題です。

多くの自治体での取り組みが進まない大きな理由として上げられているセキュリティの問題については、ベンダー自体も認めており、その安全性は保証されておりません。また、ネットワーク構築やシステム移行時にコストがかかり、茂原市を取り巻く自治体の状況からすれば、クラウドというわりには規模が小さく、期待される割り勘効果が望めない、また、ベンダー側が性能向上を追求すれば、当然、コストアップが見込まれ、自治体側でもコスト削減にはベンダーと一緒に業務を行っていく必要があり、同等の知識レベルが要求されます。職員削減で職場環境が厳しく、現状のシステム運用も困難な中、専門的な職員の養成ができなければ、今後のシステム立ち上げ、運用もベンダーへの丸投げとなり、目的の1つである経費節減も遠くなります。

今まで国を挙げての自治体合併の推進により自治体数が減少し、IT関連業者は顧客減少による生き残り策としてのクラウド化を考案、総務省への働きかけで同省が全国自治体への普及を推進し始めたのがこのシステムの大きな特徴でもあります。発案自体が企業と国の利益共同体からのものであります。したがって、上からの制度改革であり、住民からの要望でもなければ地方自治体からの要望でもありません。システム管理の立場からのメリットは強調されていますが、主人公である住民側のメリットについては疑問です。

効率化、経費節減に当初から反対するものではありませんが、以上述べましたとおり、まだ不明な点も多く、住民のプライバシー、人権に関する安全性が疑わしい本案推進については、住民本意の立場から反対を表明するものであります。以上です。

○議長（早野公一郎君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、発議案第1号「地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「自治体クラウドの推進を求める意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（早野公一郎君） 次に、議事日程第3「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員会、建設委員会、市民環境経済委員会の各委員長から、会議規則第99条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早野公一郎君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早野公一郎君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議
3. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 早野 公一郎 君

副議長 勝山 颯郷 君

1番	飯尾 暁 君	2番	前田 正志 君
3番	矢部 義明 君	4番	金坂 道人 君
5番	中山 和夫 君	6番	山田 きよし 君
7番	細谷 菜穂子 君	8番	森川 雅之 君
9番	平 ゆき子 君	10番	鈴木 敏文 君
11番	ますだ よしお 君	12番	田丸 たけ子 君
13番	加賀田 隆志 君	14番	腰川 日出夫 君
15番	伊藤 すすむ 君	16番	深山 和夫 君
18番	初谷 智津枝 君	19番	三橋 弘明 君
20番	関 好治 君	22番	三枝 義男 君
23番	常泉 健一 君	24番	市原 健二 君
25番	田辺 正和 君	26番	金澤 武夫 君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	理事	松本文雄君
理事 (企画財政部長)	國代文美君	総務部長	平野貞夫君
市民部長	中山茂君	福祉部長	古山剛君
経済環境部長	前田一郎君	都市建設部長	古市賢一君
教育部長	金坂正利君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	相澤佐君
企画財政部次長 (資産税課長事務取扱)	吉田正君	企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	麻生英樹君
市民部次長 (国保年金課長事務取扱)	森川浩一君	福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	岡本幸一君
経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	鳩川文夫君	都市建設部次長	笠原保夫君
都市建設部次長 (土木管理課長事務取扱)	矢部吉郎君	教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	斉藤勝君
職員課長	山本丈彦君	企画政策課長	十枝秀文君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	大野博志
主幹	三橋勝美
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	宮本浩一

○議長（早野公一郎君） 長期間にわたる審議、まことに御苦労さまでした。

これもちまして、平成23年茂原市議会第3回定例会を閉会します。

午後 1 時58分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年11月 4 日

茂原市議会議長 早 野 公 一 郎

茂原市議会副議長 勝 山 穎 郷

茂原市議会議員 鈴 木 敏 文

茂原市議会議員 ますだ よしお